

# 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年4月24日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- 4/30期限の非常事態宣言については現在延長するかどうかが政府内で検討中です。この数週間、全国の新規感染者数が減ってきていますので、新規感染者の無い県については外出禁止時間の短縮（報道では0:00-04:00）等、一部緩和される方向で検討されているようです。詳細が判明次第、またご案内いたします。
- 4/23から、マレーシア、インドネシア、ラオス、カンボジア、ミャンマーの5か国が感染症法第5条及び第8条に規定する感染地域に指定されました。3/6に指定された6の国と地域を含め、現在11の国と地域が指定されています。ただし、現状全ての国と地域からの入国に際して14日間の強制隔離が求められていますので、入国時の取扱いに変化はありません。
- 2月以降、**早期希望退職キャンペーン**を実施する企業が増えてきています。早期希望退職はあくまで社員の自己都合退職のため解雇補償金を払う義務は会社はありませんが、報道やSNSで明らかになっている大企業については**会社都合退職の解雇補償金を最低でも支給するケースが多い**ようです。また、地場メーカー・銀行の中にはそれに加えて勤続年数1年あたり0.5-1.0カ月の退職金を追加で提示しています。詳細を3ページにまとめましたのでご覧ください。
- 4/19にe-Meetingに関する勅令が公布・施行され、非上場会社においても**取締役会、株主総会の開催にあたって電話・ビデオ会議システムでの開催が人数、参加者の滞在地を問わず自由にできるようになりました**。ただし、利用するシステムには条件がありますが、9ページで紹介のソフトウェアであれば少なくともシステム上は問題無く、会議主催者（ユーザー）側の対応のみで済むと思われます。詳細は4ページ目以降をご覧ください。

なお、非上場会社については附属定款にe-Meetingによる取締役会・株主総会の開催について記載が無くても開催が可能という商務省の見解がありますが（ただし、明文の見解は無し）、弊社の意見では特に、取締役会については本人出席を商務省が過去に指導していたこともあり、附属定款を変更してe-Meetingが可能と追記することをお勧めいたします（株主総会の特別決議が必要）。また、外部株主が出資している合併会社についても後々の株主間のトラブルを防ぐために附属定款に取締役会・株主総会の開催方法について追記することをお勧めいたします（同様に株主総会の特別決議が必要）。

# 早期希望退職キャンペーンの内容

勤務期間	会社都合解雇の場合の法定 補償金額	Fujikura Thai Lion Air	INSEE(SCCC) 補償金+ $\alpha$	SCB 補償金+ $\alpha$
120日以上1年未満	退職時の賃金1カ月分	左記と同じ	-	-
1年以上3年未満	退職時の賃金3カ月分	左記と同じ	+0.5-1.0カ月分	+1-2カ月分
3年以上6年未満	退職時の賃金6カ月分	左記と同じ	+1.5-2.5カ月分	+3-5カ月分
6年以上10年未満	退職時の賃金8カ月分	左記と同じ	+3.0-4.5カ月分	+6-9カ月分
10年以上20年未満	退職時の賃金10カ月分	左記と同じ	+5.0-9.5カ月分	+10-19カ月分
20年以上	退職時の賃金13.33カ月 (400日)分	左記と同じ	+10カ月分	+20カ月分

出所：各報道、SNSより

# e-Meetingに関する法令改正

国家平和秩序維持  
評議会(NCPO)布  
告第74/2557号

- 2557年情報技術通信省告知
- 事業開発局解説(2014/9/23)  
→登記パートナーシップ、  
株式会社、公開株式会社、  
同業者組合、商工会議所

2563年電子媒体を  
介したe-Meeting  
に関する勅令

- 2557年情報技術通信省告知  
(勅令に反しない限り、依  
然として有効)

- NCPO74/2557は、下記以外の政府または民間による会議を対象とした規定。
  - (1) 下院、上院および議会の会議
  - (2) 裁判所の判決または命令を準備するための会議
  - (3) 政府調達プロセス実施のための政府機関、国営企業、公的機関およびその他の政府機関による会議
  - (4) 省令で規定されているその他の会議。
- しかしながら、NCPO74/2557は株主総会、取締役会での適用について下記の課題があり特に外資企業では利用されていなかった。
  1. 定足数の3分の1以上が会議場において出席する条件
  2. 出席者全員が会議中、タイ国内に滞在する条件



新規則での「電子媒体を介したe-Meeting」の定義



1. 電子媒体を介して法律の要求に基づき開催される会議
2. 会議の出席者が会議場に不在でも出席して開催可能である
3. 電子媒体を介して諮問、議論、意見の発言が可能である

旧規則の定義から今回削除された条件



1. 定足数の3分の1以上が会議場において出席する条件
2. 出席者全員が会議中、タイ国内に滞在する条件



会議の招集通知  
及び添付書類

Eメールで送付  
が可能

会議主催者は招集  
通知および添付書  
類を証拠書類とし  
て保存。  
保存は電子データ  
フォーマットでも  
可能



## E-Meeting の進行方法



1. 会議開催前に電子媒体を通じて参加者  
全員の確認のアレンジ

2. 全ての会議参加者が投票、秘密投票を  
できるようアレンジ

3. 書面での議事録作成

4. 会議開催中の電子データフォーマットに  
よる音声または音声・映像による記録

5. 証拠として電子トラフィックデータの保  
存

注) 上記4及び5の記録は議事録の一部として取り扱われる



## セキュリティ要求基準

NCPO布告第74/2557号に記載のe-Meetingのセキュリティ基準  
⇒2563年勅令記載のe-Meetingのセキュリティ基準

仏暦2557年e-Meetingのセキュリティ基準に関する情報通信技術省(現デジタル経済社会省)告知に記載のe-Meetingのセキュリティ基準

勅令に反しない限り依然として有効



## NCPO布告及びデジタル経済社会省（旧情報技術通信省）告知への準拠につき提供事業者によるSelf Assessmentが実施されている会議システム

- Conovance
- Microsoft Teams
- Zoho Meeting
- Cisco Webex
- G Suite - Hangouts Meet (Google)
- CAT Conference
- BlueJeans
- Zoom Video Conference（注：デジタル経済社会省下の電子取引開発機構(ETDA)からセキュリティについて注意喚起中)



日本企業で利用が多いSKYPE、LINEはSelf Assessmentの記載がありませんが、もし、10-11ページに記載の条件を満たしていれば可能と思います。

# NCPO布告、デジタル経済社会省（旧情報技術通信省）告知、電子商取引委員会事務局告知の要求事項(1)

1. 会議制御システム (1.1は政府機関向けなので省略)	2. 会議制御システムまたはその他のシステムによる音声または音声・画像の記録
1.2 会議の参加者は、音声または音声と画像の両方で通信する。そして、会議は情報技術と通信および/または電気通信を通じて双方向で通信または対話することができる。	2.1 すべての参加者からの記録
1.3 2つ以上の会議場所をリンクする	2.2 会議の開催中記録する
1.4 設備を持っている	2.3 上記によって生成されたコンピュータトラフィックデータを記録
1.4.1 ある場所から別の場所にデータをインポートする	2.4 情報技術通信省告知の添付に従った信頼できる方法で電子メディアにより電子データを安全に記録
1.4.2 場合によっては、会議参加者の視聴に役立つオーディオ信号またはオーディオとビデオの両方をリンクまたは変換する。	2.5 録音基準は以下の通り
1.5 会議制御システムの管理者がいる。	2.5.1 信頼できる方法を使用して、作成から完了までデータの正確性を維持し、その情報を後で表示できます。また、データの変更または修正を防止するためのテクノロジーまたは手段を所有する。
1.5.1 リモートアクセスにより会議の参加者の動作を確認し問題を解決する	2.5.2 (会議制御システムを使用する場合) 関係者を特定する信頼できる方法があり、記録されたデータがアクセス権を持つ者のみによって実行されていることを確認可能である。
1.5.2 オーディオ信号またはビデオ信号、あるいはオーディオ信号とビデオ信号の両方をカットできる必要がある、または、システムの参加者の1人へのデータの送信を直ちに停止する必要性または緊急性	(1) 本人の識別
1.6 システムは、会議の前に稼働する準備ができている必要がある。	(2) 本人確認 (認証)
1.7 オプション	(3) アクセス権のある人のみに付与 (認可)
1.7.1 共振を防ぐために会議室の条件に適した吸音材を取り付ける。	(4) 行動の結果に対する責任 (説明責任)
1.7.2 参加者が知ることを可能にする情報表示装置がある。	

# NCPO布告、デジタル経済社会省（旧情報技術通信省）告知、電子商取引委員会事務局告知の要求事項(2)

2.会議制御システムまたはその他のシステムによる音声または音声・画像の記録	3.プロセス
2.5.3（会議制御システム利用の場合）コンピュータのトラフィックデータ	3.1会議前に会議制御システムを文書で記載する
(1) コンピュータシステムの通信に関する情報を知ることができる	3.2（オプション）会議の招集通知と会議添付資料を電子メールで送信し、招集通知と会議添付資料のコピーを証拠として保管。保管方法は電子データの形式でも可能である。
(2) データを記録するためのセキュリティ対策がある	3.3参加者は会議出席する前に電子メディアを介して会議にログインする必要がある。
(3) 安全で信頼できる方法を信頼できる方法で使用する。	3.4会議のすべての参加者は、会議中に発表される会議の情報を会議全体で表示できる必要である。
(3.1) メディアへのアクセスの整合性とアイデンティティ（ID）を維持できるメディアに保管する。	3.5書面で議事録を準備するそして、音声または音声および画像の録音は、議事録の一部であると見なされる。
(3.2) 機密情報を保存するためのシステムを持つデータアクセスの機密性を確立する。	
(3.3) データの信頼性を維持するまた、システム管理者と管理者の両方が、維持している情報を編集することを許可しない。	
(3.4) すべてのサービス機器の時計を国際標準時間に合わせる。	